



【明治大学国際総合研究所「第 11 回 EU 研究会」議事録】

●開催日:2014年9月26日

●会 場:明治大学駿河台校舎

●基 調 報 告:田中 俊郎〈慶應義塾大学名誉教授 / ジャン・モネ・チェア〉

●テ ー マ:「EU・中国関係史:EUの対中認識」

I 基調報告:「EU・中国関係史:EUの対中認識」 田中 俊郎

▶ はじめに

習近平中国国家主席は、就任 1 年後となる 2014 年3月にオランダ、ドイツ、ベルギーなどを歴訪した。そ の主目的はハーグで開催された第3回核セキュリティ・サミットへの出席だが、3月31日に国家主席として初 めてEU本部を訪れ、ヴァンロンプイ欧州理事会常任議長らと首脳会議を行った。その後、6月の李克強総 理の訪英や7月のメルケル独首相の訪中など、加盟国と中国のバイでの協力強化の話も進んでいる!。一方、 新聞報道では「独禁法違反、中国『外資たたき』の様相」とあるように、独禁法の恣意的適用や贈収賄に絡 む中国指導部の姿勢にも注意が必要だ。

EUの人口は中国、インドに次ぐ 5.057 億人 (2013 年)と世界第3位、GDPは 13 兆 0750 億ユーロ(同)と 第1位で米国よりも大きく、中国は第3位である。中国にとってEUは最大の貿易相手であり、EUにとっても 中国は米国に次ぐ第2位の貿易相手である。日-EC貿易摩擦のピークであった 1980 年代同様、現在もEU の貿易収支は構造的赤字により輸出入のインバランスが大きい。また、EUの中国に向けたFDIは 2.1%3に すぎないため、投資協定締結への交渉が開始されている。

1. 関係の「制度化」

▶ 第1期(1975-94)

中国との関係「制度化」の歴史を3期に分けると、第1期は 1975 年から 94 年となる。 75 年5月に北京を訪 れたクリストファー・ソームズEC委員会副委員長は周恩来ら中国側要人と会談し、中国-EC 間の外交関係 が正式に樹立された。EC/EUと発展途上国との協定パターンは、「第1世代:貿易関係」、「第2世代:貿易 +援助」、「第3世代:貿易+援助+政治的条件」に区分される。 当時、ECは中国を発展途上国と認識して いたため 78 年5月にまず「貿易協定」に調印した。同年 12 月に鄧小平が政治的権力を掌握し「改革・開放」 路線へ向かうなか、79年2月にロイ・ジェンキンズが欧州委員会委員長として初めて訪中した。その際に78 年協定の協議の場として「合同委員会」が設置され、一時的中断はあったものの、2005年以後ほぼ毎年開 催されている。

^{1「}英中経済で急接近」(『朝日新聞』2014.6.19)、「独中、投資拡大へ合意」(『朝日新聞』2014.7.8)。

^{2『}日本経済新聞』2014.8.7。

³ EUの中国へのFDIは 155 億ユーロ、中国からEUへは 77 億ユーロ(2012 年)。

MIGA Meiji Institute for Global Affairs

欧州議会と全人代代表による議員交流は80年6月に始まり、84年に中国西欧学会(EC/EU学会)が設 立された4。続いて第2世代の協定に当たる「貿易経済協力協定」が85年5月に調印され、経済協力が推進 された。しかし、天安門事件の影響から第3世代の協定は締結されず、現時点では85年の協定が最重要な 法的基盤となっている。88 年 10 月に「欧州委員会代表部」が北京に設置されたものの、天安門事件後の制 裁から関係は冷却化する。しかし、冷戦終焉という国際政治構造の大変動を背景に、90年10月にEC理事 会が制裁解除へ向かうと制度化が漸進し、EU-中国間の対話の場として 92 年6月に「環境対話」と新たな 「バイラテラルな政治対話」などが設立された。しかし、武器の禁輸のみが残され、現在も継続している。

▶ 第2期(1994-2003)

1994 年から 2003 年までを制度化の第2期と位置づける。欧州委員会が初めて策定した包括的アジア政 策5が 94 年7月に提出され、「欧州アジア会合(ASEM)」第1回首脳会議が 96 年3月にバンコクで開催され た。それと同時並行的にバイラテラルな関係の構築にも着手し、日韓などと共に中国に関する政策文書が 95年7月に公刊された。その頃、天安門事件以来の懸案であった「人権問題に関する特別対話」も開始さ れ、98年3月に欧州委員会は"Building a Comprehensive Partnership with China"と題する政策文書を提出 し、中国との「包括的パートナーシップ」構築へ向かう。

第2回ASEM首脳会合を機に98年4月に開催された第1回EU-中国首脳会合⁷では、中国のWTO加盟 を最重要課題として朱鎔基総理とトニー・ブレア英首相(議長国)、ジャック・サンテール欧州委員長が会合 を行った。EUは中国がWTO加盟条件をクリアできるよう支援し、ビジネススクール⁸が設立されたほか、中国 社会科学院欧州研究院を中心に研究、教育、啓蒙活動が大規模に遂行された⁹。また、投資を通しEUは中 国の責任ある行動を奨励すべく、知財を含む貿易ルールの教育を進めた。その結果、2000年7月に朱鎔基 が国務院総理として初めてブリュッセルを訪問し、中国は 2001 年 12 月 11 日に第 143 番目のWTO加盟国 となった。その後、中国で初めて「対EU政策文書」10を発表するなど、良好な状態が続いた。

▶ 第3期(2003-)

第3期は「戦略的パートナーシップ」が課題となった。第 16 回EU-中国首脳会合(2013 年 11 月)ではEU -中国の包括的戦略的パートナーシップ1110周年が祝われたが、その出発点に関する一致した見解はない。 中国側は 2003 年 10 月の第 6 回EU-中国首脳会合において「ガリレオ衛星計画」や「知財対話」などの協 力を戦略パートナーの出発点として語っていたが、EU側では同年 12 月に欧州安全保障戦略¹²を採択し、 ロシア、日本、カナダ、インドなどと共に、戦略的パートナーシップを発展させる国として中国を名指していた。 ともあれその後は、多くはEU側が中国へ向かうかたちで対話の制度化が推進され、特に 2008 年4月にバロ ーゾ委員長が9名の委員を連れて訪中したことは、中国の重要性を物語っている。

⁴ 日本の国会と欧州議会代表による議員交流会合は 1979 年7月に開始され、日本 EC/EU 学会は 80 年に設立されている。

⁵ EC/Communication "Towards a New Asia Strategy".

⁶ "A Long-term Policy for China-Europe Relations".

[「]EU-China Summit。以後、首脳会議はほぼ年 1 回開催され、最新では 2013 年 11 月に第 16 回会合が上海で開かれた。

^{* 1994}年3月、上海に中欧国際工商学院(China-Europe International Business School: CEIBS)が設立された。

⁹ EU-China Higher Education Programme.

^{10 2}度目の「対EU政策文書」は2014年4月2日に発表された。

¹¹ EU-China Comprehensive Strategic Partnership.

¹² ESS: European Security Strategy.



Meiji Institute for Global Affairs

また、第 16 回EU-中国首脳会合では「EU-中国戦略計画 2020¹³」が採択され、包括的投資協定と共に 最終的にDCFTA¹⁴締結を目指し、平和と安全保障、繁栄、持続的開発、人的交流における責任共有を改 めて約束した。さらに定期首脳会合(サミット)のもとに「ハイレベル戦略対話」「ハイレベル経済通商対話」 「ハイレベル人的交流対話」の三本柱を立てて整備が行われるなど、制度化がいっそう進展した。

2. なぜ「制度化」が進展するのか

> 深化:基本条約改正の歩み

制度化が進展した第一の理由は、1970年代半ばからEUにおけるリージョナリズムと世界的グローバリゼーションが同時進行し、ミラノ欧州理事会(85年)からリスボン条約の発効(2009年)に至る一連の基本条約改正により、EC/EUの権限が広範になったためである。第二の理由は、交流の広がりにより発生した様々な政策分野での紛争の解決には、対話と国際的協力が不可欠なためである。

➤ EUの対中国政策

EUの対中国政策の主要目的は、中国がその規模や国際社会における地政戦略重要性に応じた地位を、政治経済的に占めるようにすることである。そして、よりレベルを上げた政治対話を通し、バイラテラルにおいても、世界舞台においても関係を深め、中国が法と人権尊重に基礎を置く開かれた社会へ移行することを支援している。また、中国の世界貿易システムへの加入を通じ、経済社会改革のプロセスを支えることで中国の世界経済への統合を推奨し、中国におけるEUのプロフィールを向上させることである。

3. 活発化する二国間関係

EU域外の国は、EUと共に加盟国ともダブルトラックで交渉を行わなければならない。最近ではオランド 仏大統領の訪中(2013 年4月)や李克強総理のスイスとドイツ訪問(5月)、キャメロン英首相の訪中(12月) において各種の協定調印や声明発表が行われ、経済分野における二国間のwin-winの関係強化が謳われている。通商はEUに権限委譲がなされているにも拘わらず、ここでも EU 各国のリーダーが経済人を引き連れて中国を訪れ、ビックディールがバイラテラルで行われている¹⁵。

2014年3月の習近平国家主席とメルケル首相との会談¹⁶に続き、7月にはメルケル首相が成都のVW工場等を見学し、北京で李克強総理と会談を行った。これはメルケルの首相就任後7度目となる訪中である。一方、中国は、胡錦濤・温家宝前体制の下で、経済危機で痛んだギリシャやポルトガルなどを訪問し支援を行ってきたが、新体制の下でも2014年6月には李克強総理が再度ギリシャを訪問し、支援を拡充させている。

4. EU・中国関係の発展と懸念

➤ EUの対中武器禁輸問題

「改革と開放」の年(1978年)に始まったEC/EUと中国の関係は、中国のWTO加盟(2001年)、戦略的パートナーシップ(2003年)、EU-中国協力のための戦略計画 2020(2012年)へと順調に発展してきた。特に中国のWTO加盟以後は貿易額が倍々ゲームで増え、78年から2005年までのEU-中国の貿易総額は

¹³ "EU-China 2020 Strategic Agenda for Cooperation".

¹⁴ a Deep and Comprehensive FTA.

¹⁵ 遠藤乾「すり寄る欧州と外交利用する中国」『朝日新聞』(2014.5.1)。

¹⁶ Announcing the Establishment of China-Germany All-Round Strategic Partnership.

MIGA Meiji Institute for Global Affairs

60 倍以上に増加した¹⁷。EUは中国の産業政策や非関税障壁、知的財産権等に懸念を抱くものの¹⁸、貿易と 投資の拡大と関係強化の推進がEUの基本的立場である。しかし、天安門事件後から継続されている対中 武器禁輸問題に関しては、人権問題が未解決であることから公式に欧州理事会で票決にふされたことはな V1190

➤ EU-中国間の通商紛争

2012年9月に欧州委員会が中国製太陽光パネルに関するダンピング調査を開始したが、李克強総理は 最大の被害があったとされるドイツのメルケル首相と会談し、課税反対の支持を取り付けた20。しかし、欧州 委員会の暫定的な相殺関税(11.8%、2カ月後に48%)の決定に対し、中国側は報復措置として欧州産ワイン のダンピング調査を発表したが21、2013年6月にデルフト通商担当委員が訪中し合意に至る。これは中国に よるEU加盟国の"Divide and Rule(分割統治政策)"の成功例ではないか。

一方、法的手続きによる問題解決を目指す姿勢もみられる。レアアース(希土類)禁輸問題では日米がE Uと共にWTOに提訴し、2014年3月に紛争処理小委員会(パネル)が日米EUの勝訴となる判断を下した。 中国は上訴を行ったが、WTO紛争処理上級委員会により中国の敗訴が決定した²²。

人権問題、環境政策への対応

中国とEUは1995年7月から「人権問題に関する特別対話」を開始した。その背景には天安門事件に加 え、人権の尊重、法の支配、民主的な諸機関の存在を公正な開発の基礎とするEUが、民主化と重大な人 権侵害に対する断固たる態度を強調してきたことがある。ラサでの暴動弾圧に対しEU首脳が北京オリンピッ ク開会式参加をボイコットするなど、EUは、死刑、拷問、下放、言論人逮捕、少数民族の抑圧など反対する メッセージを発すると共に人権セミナーや法律司法協力計画の推進を行っている。しかし、EUは、その成果 に決して満足しているわけではない。

92 年に始まるEU-中国の「環境対話」のように、EUは中国の環境政策へ支援を行い、ポスト京都に向け て中国に対し共に行動するよう求めてきた。しかし、2009年 12月にコペンハーゲンで開催されたCOP15²³ では、先進国の排出量削減実施の遅れや途上国への排出抑制要求に対する不満から、途上国側が閣僚 級会合をボイコットし、中国が指導的立場をとった。さらに、米中の主導により妥協案が成立したことが、EU に大きなショックを与えた。2014年9月のニューヨークにおける環境サミットもそうだが、米中というG2論が出 てきたのはこの頃ではないか。

独禁法適用と国際金融秩序への挑戦

¹⁷ 貿易総額は2005 年には2,100 億ユーロ、2012 年にはモノの貿易総額は4,340 億ユーロ、サービスの貿易総額はその10 分の1 であるものの 430 億ユーロに到達した。

¹⁸ WTOの peer review(EU Ambassador Pangratis, 12.06.2012, China's WTO TPRM peer review)による。

^{19 2005} 年6月に欧州理事会で議論されたが、タイミングが不適切であったことを理由に禁輸撤回を延期し、結果として凍結された。

²⁰ 2011 年、中国は生産の8割以上を輸出し、このうち欧州向けは7割前後(210 億ユーロ/約2兆1,000 億円)と非常に大きなマーケ ットであった(『日本経済新聞』2012.9.7)。

²¹ 2011 年のEUから中国へのワイン輸入量は 09 年比で4倍に増加。うち5割強は課税賛成国のフランスであった(『朝日新聞』

²²「日米欧、中国に勝訴確定――レアアース規制(WTO 最終報告書)」『日本経済新聞』(2014.8.8)。

²³ 国連気候変動枠組み条約締約国会議。



中国ではEUに倣い 2008 年に独禁法が施行され、2013 年にサムソン電子やダノン等を摘発し、2014 年7 月に国民通達によりその運用が強化された24。さらに国家発展改革委員会(発改委)によるアウディやメルセ デスベンツ等に対する調査が行われたほか、価格カルテル違反により日本の自動車部品メーカー等10社 に総額12.4億元(約200億円)が課された25。競争法に関わる問題はアンチダンピング、談合、支配的地位 の濫用の三つの柱があるが、発改委と並行して国家工商政管理総局(工商総局)がマイクロソフトに対し支 配的地位濫用に関する調査を行ったことから、その三つに対する適用が始まった。これは外資叩きとみるの か、「法治」を掲げる中国がよりシビライズするための過程とみるのか議論が分かれる。 例えば駐中国 EU 商 工会議所は「外資系企業が不自然に多く対象になっているとの疑問が増している」との声明を出している26。 しかし、グラクソ・スミスクラインへの有罪判決27は贈収賄に対するもので、薄熙来の追放以来指導部の権力 闘争の影響を受け、外資大手を含めた企業の不正に対する恣意的な適用の可能性が高く、注意が必要で ある。

中国が呼びかけたアジアインフラ投資銀行(AIIB)および新開発銀行(BRICS銀行)28が具体化しつつあ る。2014年秋に参加国間の覚書が締結される(追記:10月24日に調印)。AIIBの資金規模は500億ドル以 上となり、その約半分を中国が拠出する。これには日本が主導するアジア開発銀行(ADB)に対する中国の 意図がうかがえる。また、米国が主導する世界銀行やIMFへの出資比率の変更案が承認されないことから、 2014 年7月にブラジルで開催されたBRICS首脳会議では、世界銀行と同様の役割を演じる新開発銀行の 設立が合意された。これらは「脱ドル」および「人民元経済圏」形成を狙うものと解釈できる29。

> 2012 年ノーベル平和賞受賞とEU-中国安全保障協力

EUが 2012 年にノーベル平和賞を受賞した最大の理由は、四つのキーワード「平和、和解、民主主義、 人権 | で表される。 欧州では 1970 年にEPC (欧州政治協力) の下で加盟国の外交政策を調節して以来、 C FSP(共通外交安全保障)を経て 2003 年にESDP(欧州安全保障防衛政策:現CSDP)が始動され、政策 領域が経済から外交安保へと拡大された。EUはASEM(欧州アジア会合)やARF(アジア地域フォーラム) のメンバーであるが、韓半島をめぐる6者協議のメンバーではない。一方、EUと中国は包括的戦略パートナ ーであるが、実際はあくまでも経済分野のみの協力である。ソマリア沖の海賊対策やマリでの平和維持活動 に中国が参加することをEUは歓迎するとしながらも、EUと中国が安全保障上のパートナーとして前進する ことは考えられない。

EEAS(欧州対外行動庁)の関係者によると、ソマリア沖のアタランタ作戦ではEUや米国と並んで中国軍 や日本の自衛隊の艦船も派遣され、現場では事実上の協力関係が生まれつつあるという。これは70年代の

^{24「}競争政策に目覚めた中国との対話深めよ」『日本経済新聞』社説(2014年8月27日)。

²⁵ ベアリングメーカー3社(日本精工、NTN、ジェイクト)および住友電気工業、矢崎総業、デンソー、三菱電機など自動車部品メー カー7社。不二越と日立オートモティブシステムは調査協力によりリニエンシー(leniency)が適用され罰金は免除された(『日本経済 新聞』2014.8.21)。

²⁶ The EU Chamber of Commerce in China, "Anti-Monopoly Law", Summery, accessed 24.9.2014. 『朝日新聞』 2014.8.19。

^{27 「}英製薬大手グラクソ・スミスクラインに 30 億元(約 530 億円)の罰金刑。中国の経済事件では過去最大の罰金を科す」(『日本経 済新聞』2014.9.20)。GSKが、研修や学習会を手配する「旅行代理店」に費用を水増し請求させ、実際の支払い額との差額を贈賄 資金として悪用していたと有罪判決を受けた。

²⁸ New Development Bank (NDB)。 当初はBRICS5カ国が均等して 500 億ドルを出資し、7年間で 1000 億ドルに増額。 本部は上海 に置くと共に、初代総裁はインドから選出。

^{29『}日本経済新聞』2014.7.23。



ヨーロッパで行われた信頼醸成装置(CBM:Confidence-Building Measures)として大切にすべきだと語って いた。

▶ おわりに

EUは前進・停滞・後退・前進を繰り返し、28カ国、人口5億人の豊かな市場を作り上げた。EUは経済分 野だけではなく労働条件や環境、人権などの社会的問題、最近はさらに外交や安全保障、防衛政策にお いてもグローバル・アクターとして重要な存在である。しかし、EUの最終的な姿(フィナリテ)は決まらず、「未 知の目的地」への旅30が続いている。

1975 年から外交関係が樹立したEUと中国との間には、香港やマカオの返還後もさまざまな課題が生じた が、78年の「改革・開放」以降、特に中国のWTO加盟前後からEU-中国通商関係は大きく発展した。しか し、モノの貿易と比較してサービス貿易は 10 分の1と小さく、投資もさらに相対的に低いレベルにとどまって いる。このため、EUは中国と将来的にFTAを見据えた投資協定を交渉中である。

EUと日本は、EPA(経済連携協定)やSPA(戦略連携協定)を交渉中である。68年から日本側の貿易黒 字、EC/EU側の赤字が構造的に続いたが、2012年を境に逆転した。今後は年により貿易赤字、黒字となり バランスがとれる方向にいくのではないか。また、EUは、カナダとのFTAに加えて、米国とのTTIP(環大西 洋貿易投資協定)が締結されるとEUがハブとなるだろう。しかし、当分は韓国が東アジア地域での通商のル ールのハブになるだろう。韓国はEUだけでなく、米国とのFTAを締結し、今回カナダとのFTAに合意し、 中国とも 2014 年末までにFTAを締結する(追記:11 月 10 日韓国・中国両首脳は交渉が実質的妥結したこ とを表明)。

多極化する世界で、EUは中国がその人口や経済力に応じた国際的責任を果たすパートナーとなること を望み、商取引ルールの遵守や知的財産権の保護、労働条件や人権、少数民族の権利の擁護、環境保全 などを啓発してきた。しかし、対話と協力の場は増えたが必ずしも成功したとは言えない。中国の経済規模 や外交により加盟国が分断されることもあり、中国の大国主義の顕在化が懸念される。また、EUと中国はあ くまでも経済分野での包括的戦略パートナーに留まるだろう。

Ⅱ 質疑応答およびディスカッション

- 中国の大国主義の顕在化に対するEU側の懸念は何か。
- 2009 年のCOP15 はEUにとってショックであった。EUは中国が現行の国際的ルールに沿った責任ある大 国になることを望むが、現実には中国は新秩序を作ろうとしつつあるとみられる。
- 日本同様、EUも中国市場を重要視し期待しているが、中国の競争力が強くなり、EUの産業が影響を受け たことから、中国の経済的膨張に対する懸念も産業界の一部に生まれている。
- EUはCSR(企業の社会的責任)に重要な位置づけを与えているが、そこには環境破壊や低賃金、不当労 働等による(不当な)競争条件をイーブンにしようという狙いが隠されている。
- EUにとって中国に対する懸念とロシアとのバランスはどのようなもので、質的に何が違うのか。

³⁰ Andrew Shonfield "Europe: Journey To An Unknown Destination".



- クリミヤ・ウクライナ問題や 2008 年に二つの自治共和国がグルジアから分離独立させられたことなどから、ソ 連時代の脅威が高まっている。ウクライナやベラルーシがEUのバッファーになっているが、フィンランドとロ シアは国境を 1,300 キロ接するほか、ロシアの飛び地カリーニングラードもある。かつてソ連時代に支配下に あった国々、特にロシアと国境を接するバルト三国にはロシア系住民も多い。ロシアに対しては、エネルギー 問題だけでなく、一部の加盟国では地政的および軍事的脅威を感じ始めているのではないか。しかし、中 国とロシアでは脅威の質が違う。中国とEUの関係は経済中心であり、軍事的脅威はない。ただ、シーレー ンの確保、とくに南シナ海など公海の自由に関して中国に対する懸念は存在する。
- EUはG2に脅威を抱いたとのことだが、中国は自国と対峙する対等なパートナーは米国だけと考えているの か。また、EUは中国と米国が同じ位の重みをもっていると認識しているのだろうか。
- あるEU関係者によると、中国もG2を歓迎していないという。つまり、米国と直接議論するには中国はまだ確 固たる地位を築いていず、そのためEUが必要だという。しかし、それはEUのロジックだ。コペンハーゲン(C OP15)と同様のことがニューヨークでも繰り返され、米中がイニシアチブをとり 2020 年に向けて動き始めたこ とがEUには気がかりのようだ。
- 独禁法に関する最近の動向が懸念される。また、米中はコペンハーゲンから環境問題にポジティブに関与 しようとしている。中国が国際的責任を十分果たすよう、日本とEUが牽引することが重要だ。
- 京都議定書に関しては、発展途上国の不参加よりも、最大の温室効果ガス排出2カ国が入らなかったことが 問題だ。ポスト京都に向け日本とEUは同じ道を歩んできたが、ダーバン(COP17)でわかれた。2020年に向 けて発展途上国や米国も加わり、結果的に温暖化がスローダウンできればよい。ただ、これまでEUがイニシ アチブをとってきた分野であるため、さらに野心的なものを出そうとしている。今後は日本も、EUと共に米中 と議論を深める必要がある。
- ヒラリー・クリントンはコペンハーゲンまで補佐官等にG2論者を置いていた。しかし、責任ある大国以外とは 行動できないとして、米国側がG2を諦めたという見方が強かった。それがEU側の見方でもあったことが興 味深い。習近平は新しい大国関係を標榜していることから、米国は中国と一歩距離を置いているのが現状 だろう。しかし、環境問題で中国が責任ある立場を取り始めたことから、少なくともオバマ政権下ではG2論に 向かいかねない。ただ、それがどの程度実現するかは別問題だ。
- ある中国人研究者によると、習近平は現在、権力固めの段階で、外交まで手が回らないという。習近平はア フリカや中南米等を訪れているが、それらの国とEUは違う。EUに対し経済面に重点をおいている理由は何 か。権力固めの段階ならば、習近平には外が見えていないという気がする。
- ポジション固めの側面もあるかもしれないが、国家主席となった習近平が自ら外交を始めると、まず米国へ 行き、ロシアやヨーロッパ、中南米、アフリカ、モンゴル、インドへ向かった。そこからは関係の多面的強化を 目指している印象をもつ。EUではフランス、ドイツ、ベルギー、オランダを歴訪し、中国国家主席として初め EUを訪れたことをアピールすると共に、孔子学院など様々な手段を用い関係強化を行った。習近平は国内 の体制固めを行いつつ、外交にも積極的であるとみている。



- 1988 年に欧州委員会代表部が中国に設置されたが、天安門事件の影響から 95 年あたりに実質的関係が 構築され、2000年に経済面からの関係強化が行われた。その転換点は、WTOに中国が加盟し貿易関係が 強化された2001年ではないか。
- 確かに中国のWTO加盟も大きな出来事であったが、EUとの関係においては戦略的パートナーシップによ り次の新時代に入ったことが大きい。そのためWTO加盟を挟んで三つの時期に区分している。
- EUは経済的魅力により使節団を引き連れていくチャネルと、人権問題などのチャネルをうまく使い分けてい る。このような多様化が制度化の中にあるのではないか。
- 最近の日本には中国脅威論があるが、EUにも貿易相手国や競合国として中国に対する脅威論はあるのか。 また、債務危機のなかで中国はギリシャやポルトガルを訪問してサポートし、港湾施設等のインフラをかなり 買った。そのあたりの脅威について、EU側から何か反応はないのだろうか。
- 中国脅威論はあまり聞かれない。むしろ良い雰囲気だ。太陽光パネル等、個々の分野で摩擦はあるが、貿 易不均衡を数字上削減するため自主規制などが行われた 80 年代の日本との貿易摩擦とは異なっている。 現在も貿易収支のインバランスは拡大しているが、貿易削減に関する議論は出ていない。むしろEU経済が 2007 年以降シュリンクするなかで中国の対EU貿易も数字上シュリンクし、インバランスも縮小している。EU 側は中国での現地生産を強めようとしている。
- 投資が絡んでいるということであろうか。80 年代は貿易関係だけで輸出入を語れたが、今は貿易赤字でも、 例えばフォルクスワーゲンは投資により中国で利益を上げている。
- EU経済が停滞したため、東欧への投資が落ち込み、中国へ向かっている。東欧もヨーロッパであるから、労 働問題等にある程度対応している。しかし、中国を初めアジア諸国は怪しい。そこを徹底させないと競争上 の問題が起こるため、懸念が出始めている。
- キャメロンやメルケルは最近まで人権等を問題視していたが、新聞報道ではエリザベス女王と李克強を会わ せるようなプレッシャーがあったという。そういったコンシステンシーに関する議論はEUにないのか。EUも実 際は2国間による Divide and Rule で決められている。
- ロシアの人権問題がウクライナ危機の原因であったが、中国に対してはどうなのか。
- EU側は中国に関して人権を問題視し続けている。EU が看板を下ろしたわけではない。
- しかし、ダブルスタンダードであり、コンシステンシーに疑問を抱く。特にロシアの専門家はそのような発言を する。中国に対して人権は語らなくなったが、ロシアには厳しく問い続けている。
- アセアン外交では、中国の Divide and Rule の巧みさが表れているのではないのか。
- 中国は難しい相手であるが、EUは原理原則を前面に出して行っている。しかし、経済の調子が悪いときは、 少々ブラックであっても資金を出す方が強い状況もある。しかし、首脳会議のステートメントには、人権問題 に関して必ずひと言入っており、そこではコンセンサスがある。